

主 文

原判決中上告人敗訴の部分を破棄し、本件を名古屋高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人本庄修の上告理由について

上告人の本訴請求原因は、（1）正当事由に基く解約申入を理由とするもの、（2）賃料延滞による契約解除を理由とするもの、（3）無断転貸による契約解除を理由とするものの三つの主張であつて、上告人は以上の順序で第二第三の予備的主張をなしたことは原判決事実摘示により明かである。従つて原審が第一次の主張に基き階下の明渡請求部分のみを認容し、二階の明渡を求むる部分は理由がないと判断してこの部分の請求を排斥するためには、更にその理由のない部分について予備的主張の当否を審判すべきは当然のことである。然るに原審が第一次の主張に基き二階の明渡請求部分を排斥すべきものと判断しただけで、予備的主張については判断する要を見ないと判示したのは、審理不尽、判断遺脱の違法あるものにして論旨は理由があり、原判決中上告人敗訴の部分は破棄を免れない。

よつて、民訴四〇七条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	一